

令和6年度新たな住民税非課税等世帯向け 臨時給付金（10万円/1世帯）のご案内

※受給には手続きが必要です

- 令和6年度新たな住民税非課税等世帯向け臨時給付金（**1世帯あたり10万円**）は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による物価高騰等に直面する低所得世帯等の支援を目的とした給付金です。
 - 給付金を受給するためには、**受給確認の手続きが必要**です。
- ※市町村独自の給付金のため、他市町村の類似の給付金と対象者・金額等が異なる場合があります。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

町が確認書を受理した日から1ヶ月以内に振り込まれます。

支給対象となる世帯

令和6年6月3日時点で中井町に住民登録があり、**世帯全員**が令和6年度住民税の「**非課税者**」または「**均等割のみ課税者**」で構成されている世帯



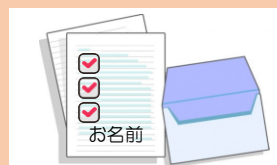
対象となる世帯には、本チラシと「**令和6年度新たな住民税非課税等世帯向け臨時給付金支給要件確認書**」を同封しています。

（要返送）

受給手続きや受給要件の詳細は裏面をご確認ください。

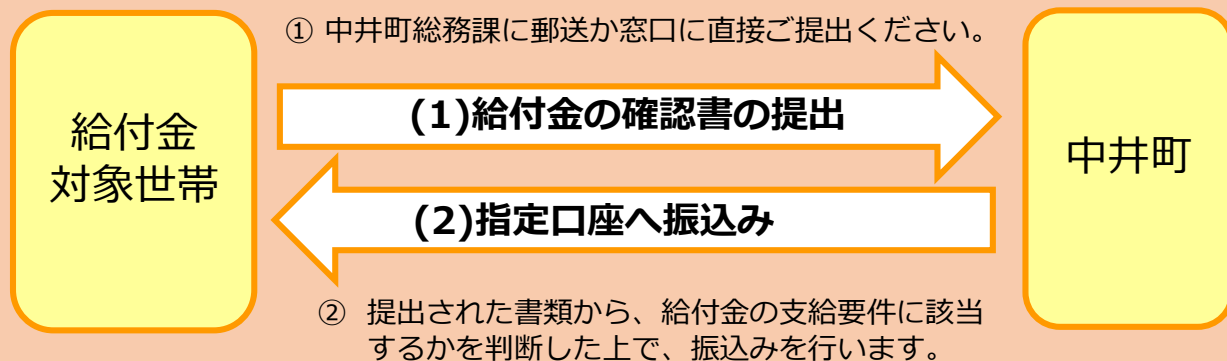
給付金の受給手続き

- 対象となる世帯には、中井町総務課から給付内容や確認事項が書かれた『令和6年度新たな住民税非課税等世帯向け臨時給付金支給要件確認書』を送付（本チラシと同封）しています。
- 受給を希望される方は、**令和6年10月31日（必着）**までに、同封の返信用封筒にて**確認書の中井町総務課へ返送してください。**



【確認事項】

- ①記載された給付金振込み口座番号に誤りがないか
⇒記載の口座とは**異なる口座への振込みを希望する場合**または支給口座欄が**空欄の場合**のみ、希望口座を記入し、以下の添付書類とともにご提出ください。
 - ☐ 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ☐ 受取希望口座を確認できる書類の写し（通帳等）
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
 - ③昨年度の低所得者向け給付金または他市区町村の給付金を受けていないこと
- ▶ **確認が終わりましたら、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号をご記入ください。**



給付金や還付金等を装った



「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、中井町または松田警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

中井町総務課 「令和6年度新たな住民税非課税等世帯向け臨時給付金」窓口



0465-81-1111

受付時間 8:30~17:15（土日祝日を除く）